

不動産コンサルティングマスター 研修会・交流会のご案内

あなたは顧客から不動産活用業務を

どのようにして受注しますか・・・

ケーススタディに学ぶ

不動産投資顧問業のうち、助言業務のみを行う一般不動産投資顧問業の登録の申請に当たって、申請者及び「重要な使用人」には、知識・経験について一定の審査基準を満たしていることが求められています。そのうち、知識についての審査基準を満たす者の1つとして、公認不動産コンサルティングマスター(不動産特定共同事業法施行規則第17条第1項第3号の規定に基づく「業務管理者」の要件を満たす者)が挙げられています。

本研修会ではいかに本制度を活用するかを具体的事例を用いて解説します。

(受講対象者) 不動産コンサルティングマスター・宅建協会会員・全日協会会員

(研修テーマ) ①不動産特定共同事業(法)制度の概要

②民事(家族)信託&小規模不動産特定共同事業の活用

(講師)

①国土交通省 土地・建設産業局 不動産市場整備課

不動産投資市場整備室 不動産特定共同事業係 係長 間下 知紀 氏

②公認不動産コンサルティングマスター・相続対策専門士

株式会社NSレジデンス 会長 高橋 壽美夫 氏

日 時	平成31年2月7日(木) (研修会) 午後2時30分～午後6時 (受付) 午後2時～午後2時30分 ※受付時刻終了後は入室できません。 (交流会) 午後6時15分～
場 所	ホテル京セラ 鹿児島県霧島市隼人町見次1409-1 TEL:0995-43-7111
参加費	研修会2,000円 交流会5,000円 ※参加費は、当日ご持参下さい。
更新要件	本研修会は、不動産コンサルティングマスターの更新要件の一つに該当する「自主研修会」となります。同様の「自主研修会」を5年間に3回以上受講することで「不動産コンサルティングマスター」の更新要件を満たすことができます。 ※コンサルティングマスター更新要件の「自主研修会」であるため、受付終了後、休憩時間を除き研修会途中の入室及び退室ができません。

★受講を希望される方は、下記にご記入の上、平成31年1月24日(木)までに FAX(099-257-1452) 送信して下さい。

参加希望	研修会のみ希望 ・ 研修会と交流会を希望 ←(いずれかに○をご記入下さい)
氏 名	
勤 務 先	
連 絡 先	TEL FAX

※参加申込み後、1月31日以降のキャンセルは費用負担していただきます。

主催 鹿児島県不動産コンサルティング協議会

〒890-0052 鹿児島市上之園町24-4 TEL099-252-7111 FAX099-257-1452

当協議会は(公社)鹿児島県宅地建物取引業協会と(公社)全日本不動産協会鹿児島県本部を構成団体として設立・運営されています。